

会 議 録 目 次

令和 8 年第 2 回海田町議会定例会（第 4 日目）

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	第13号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 2	第14号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 3	第15号議案	海田町犯罪被害者等支援条例の制定について……………	4
日程第 4	第16号議案	海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 5	第17号議案	令和 8 年度海田町一般会計予算……………	4
日程第 6	第18号議案	令和 8 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	4
日程第 7	第19号議案	令和 8 年度海田町介護保険特別会計予算……………	4
日程第 8	第20号議案	令和 8 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	4
日程第 9	第21号議案	令和 8 年度海田町水道事業会計予算……………	4
日程第10	第22号議案	令和 8 年度海田町下水道事業会計予算……………	4
		（閉 会）……………	12

令和8年第2回海田町議会定例会

会議録(第4号)

1. 招集年月日 令和8年3月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開 議 3月13日(金)9時00分宣告(第4日)

4. 応招議員(16名)

1番	後原一隆	2番	夏野光
3番	和田法子	4番	白井政志
5番	石橋京子	6番	西田誠一
7番	玉川真里	8番	小田久美子
9番	大高下光信	10番	大江康子
11番	宗像啓之	12番	岡田良訓
13番	久留島元生	14番	多田雄一
15番	崎本広美	16番	桑原公治

5. 不応招議員(0名)

なし

6. 出席議員(16名)

1番	後原一隆	2番	夏野光
3番	和田法子	4番	白井政志
5番	石橋京子	6番	西田誠一
7番	玉川真里	8番	小田久美子
9番	大高下光信	10番	大江康子
11番	宗像啓之	12番	岡田良訓
13番	久留島元生	14番	多田雄一
15番	崎本広美	16番	桑原公治

7. 欠席議員(0名)

なし



8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	竹野内 啓 佑
副 町	長	夏 目 啓 一
教 育	長	森 山 真 文
企 画 部	長	脇 本 健二郎
総 務 部	長	鶴 岡 靖 三
町 民 生 活 部	長	丹 羽 勤
福 祉 保 健 部	長	森 川 雅 枝
建 設 部	長	木 村 生 栄
教 育 次	長	新 藤 正 敏
企 画 部 次	長	吉 本 真 人
建 設 部 次	長	門 前 誠 司
資 産 活 用 課	長	久保 隅 聡
財 政 経 営 課	長	倉 本 勇 登
総 務 課	長	中 村 修 介
防 災 課	長	松 井 良 哲
デジタル推進課	長	富 田 誠
地 域 み ら い 課	長	山 田 長 秀
税 務 課	長	杉 本 幸 穂
住 民 課	長	水 川 綾 子
社 会 福 祉 課	長	田 村 健 二
こ ど も 課	長	大 村 隆
長 寿 保 険 課	長	岩 本 宏 美
健康づくり推進課	長	下 田 由 香 里
建 設 課	長	早 稲 田 誠
上 下 水 道 課	長	吉 川 寛
学 校 教 育 課	長	立 田 春 美

生涯学習課長 下野 武士
会計管理者 森原 知美
文教施設整備室長 重西 康平

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 中山 えり  
次 長 戸 成 正 考  
主 任 須 崎 亮

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 第13号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2 第14号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3 第15号議案 海田町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第4 第16号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 第17号議案 令和8年度海田町一般会計予算
日程第6 第18号議案 令和8年度海田町国民健康保険特別会計予算
日程第7 第19号議案 令和8年度海田町介護保険特別会計予算
日程第8 第20号議案 令和8年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
日程第9 第21号議案 令和8年度海田町水道事業会計予算
日程第10 第22号議案 令和8年度海田町下水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内ではスマートフォン、携帯電話をお持ちの方は、音が鳴らないようにしていただきますようお願いをいた

します。確認をしてください。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第1、第13号議案から日程第10、第22号議案までを一括議題といたします。去る3月5日、本会議において、予算審査特別委員会に付託しました各案件について、委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。予算審査特別委員会、宗像委員長。

○11番（宗像）予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和8年3月5日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により、報告いたします。3月9日に委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審議を行いました。

審査の結果でございますが、第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び第18号議案、令和8年度海田町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決定し、その他の議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより各議案ごとに順次採決を行います。

第13号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。第13号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論がございます。討論をしますけども、反対討論からまずやりたいと思います。反対討論。岡田議員。

○12番(岡田) 12番、岡田です。第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。令和8年度より、国保税を、海田町から広島県に納付する国保料を、県から示された保険料率に改定するものです。令和8年度は被保険者1人当たり保険料収納必要額が16万2,783円で、令和7年度よりも4,115円、2.59パーセントの値上げになっています。令和5年度は6,987円、令和6年度1万955円、令和7年度1万5,642円の引上げで、この3年間でも3万3,000円の引上げになっています。保険料収納必要額の抑制に、海田町国民健康保険基金から一定の充当され努力はされていますが、近年の異常な物価高、低年金、そして、4月からの水道料金の値上げなどが続き、6月議会では地方税法の改正に合わせて、課税限度額の見直しほか、子ども・子育て支援給付金が新たに加算をされます。こうした中で国保税の改定を認めることはできません。海田町の国保加入者は、令和7年11月末現在で、国保世帯2,813世帯、19パーセント。国保人数は3,922人、12パーセントになっています。また、国民健康保険と健康保険、公務員共済などでは大きな違いがあります。一つ目は加入者です。国保は広島県の場合、無職、その大半が年金生活者ですけれども、これが45パーセント、被用者、雇われて働いている人が26.1パーセントですが、大半は非正規労働者です。そして自営業が11.8パーセントになっております。一方、健康保険と公務員共済は基本的に現役で働いている人が加入しており、その多くが正規労働者です。健康保険と公務員共済は負担能力の高い人たちの集団であり、国保は低い人たちの集団です。国保の被保険者は65歳以上から後期高齢者医療制度に移行する前の74歳までの人が46パーセントを占めておりますが、健康保険は4.1パーセントにすぎません。国保は、病気にかかりやすい高齢者が半数近くを占め、健保や共済には高齢者はほとんどいません。二つ目は、健康保険、共済保険の保険料が労使折半、被保険者の負担は半額です。国保には、国庫支出金がありますが、その額は、半額、半分には程遠い額で、健康保険や共済保険より被保険者の負担が多い保険と思い、保険として機能しなくなります。これらの問題を放

置をして、国保税を、値上げを続ければ、国民健康保険特別会計の健全な運営どころか、国保制度そのものが崩壊をいたします。今回の引上げは通過点にすぎません。国保税の引上げが続き、更に問題が深刻化します。非正規で、フルタイムの4分の3以上が働いている人は、健保の保険のほうへ移行していきます。非正規労働者の中で比較的賃金の高い人が抜けていく。自営業者はどうか。このまま保険税が上がっていくと、労使合わせた健康保険の負担、健康保険料負担のほうが国保よりも安くなるので、これを機に法人化して、健保に移行する人が出てくるでしょう。更に、脱法的な行為によって、国保から抜ける人も出てくるでしょう。小規模な法人を設立をしたり、どこかの法人に形式的に勤務し、低い報酬を受け取るような形で、社会保険に加入をする。こうやって安い保険料で済ませる。こういうふうなことにもなります。このように、非正規労働者でも、比較的賃金の高い人は健保に行く。自営業者の中からも、法人化して出ていく、脱法的な形で、国保を抜ける人が出てきます。そして、その負担に耐えられず、滞納する人も増えてくるでしょう。残るのは僅かな年金生活者から国保税を天引きされる年金生活者です。今まで以上に所得が少なく医療を必要とする人たちの比重が高まる。これでは、保険は成り立たなくなります。そして、国保は崩壊をするようになります。以上、制度の構造上の問題を指摘し、是正を改めて、そして、町民の暮らしやすい、そして、安心して医療が受けられるように、負担の軽減を国や県に強く求めて、この14号議案に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。白井議員。

○4番（白井）4番、白井です。第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。国民健康保険制度を支えているのは、被保険者一人ひとりです。年々高齢化の進展、それに伴い、医療費が上昇していく状況に対応するため、税率を引き上げるものでございます。町独自の激変緩和措置が令和7年度で終了いたしますが、国民健康保険制度を持続的に運営していくためにも、今回の条例改正は致し方ないものと考えます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第14号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、海田町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。第15号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。第16号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、令和8年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。第17号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、令和8年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので、討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。第18号議案、海田町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。政府は、これまで国保に係る公的医療費を抑え込む役割を都道府県に負わせようとして、国保の県統一化、統一保険料を目指してきました。これまで国保税の住民負担を軽減する市町村に独自で実施をしてきた財政措置が県単位化になり、法定外繰入れができなくなり、これにより、市町が県に納める国保事業費納付金が100パーセント完納、これが原則となり、減額は一切認められなくなりました。市町は住民から集める国保税の徴収を強化するしかできなくなります。先ほど14号議案で反対討論で述べた国民健康保険特有の問題と、国保と健康保険、共済保険の大きな違いも放置できません。これらの問題を解決しない限り、国民皆保険制度は成り立たなくなり、持続可能どころか、崩壊をいたします。これが令和8年度国保特別会計予算なので、この予算に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。白井議員。

○4番（白井）4番、白井です。第18号議案、令和8年度海田町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほども申し上げましたが、国民健康保険制度を支えているのは、被保険者一人ひとりです。みんなで支え合い、成り立っております。国民健康保険事業の運営が年々厳しくなっていることは承知しております。今回の予算は、被保険者のために必要な予算が盛り込まれており、この予算が成立しなければ、保険給付や健康増進の事業など、実施できなくなります。以上のことから、国民健康保険制度の持続可能な運営のためにも、本予算に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第18号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、令和8年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、令和8年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。第20号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、令和8年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。第21号議案につ

いて原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、令和8年度海田町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。第22号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際、慣例により、海田町議会互助会の表彰を行います。

○議会事務局長(中山) それでは、お名前をお呼びいたしますので、前のほうへお願いいたします。勤続20年以上にかかる特別功労表彰でございます。岡田良訓議員。

○議長(桑原) 表彰状。岡田良訓殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。令和8年3月13日、海田町議会議員互助会会長、桑原公治。

(拍手)

○議会事務局長(中山) 続きまして、久留島元生議員。

○議長(桑原) 表彰状。久留島元生殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。令和8年3月13日、海田町議会互助会会長、桑原公治。御苦労様でした。

(拍手)

○議会事務局長(中山) 以上で表彰式を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) それでは、この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許しま

す。竹野内町長。

○町長（竹野内）はい、まず、3月3日より開会いたしました令和8年第2回海田町議会議定例会、議員の皆様方におかれましては、大変お疲れ様でございます。慎重に御審議いただき、厚く感謝を申し上げたいと思います。そして、先ほどですね、永年の表彰を受けられました岡田議員と久留島議員に対しましても、私からもですね、心からお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。次に、本町が提案いたしました令和7年度一般会計補正予算のうち、町民センター・海田東公民館等複合施設整備事業、そして、海田小学校敷地内併設施設検討業務が、この度、修正否決という結果となりました。結果のいかんにかかわらず、慎重に御審議をいただいたことに対し、まずもって敬意を表し、そして、議決につきましては、真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。これらの事業につきましては、国の有利な財源を最大限活用いたしまして、小学校の建替えとあわせて、中心拠点と地区拠点を中心としたまちづくりに取り組む絶好のタイミングとして、提案をしたものでございます。町といたしましては、財政の持続可能性に十分配慮しながら、まちづくりを進展させる現時点で最良の案として考えていましただけに、今回の結果は極めて残念に思っているところでございます。今後も、より良いまちづくりを進めていくため、議会と具体的な対案について建設的な議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。次に、税条例の専決処分につきましては、今国会にですね、地方税法等の一部を改正する法律案が提出をされてございます。この法律案が成立いたしますと、課税事務上必要がございますので、関係条例等をですね、専決処分をさせていただく予定としております。最後に、これからもですね、なお一層の、町政に対する御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）はい。閉会に当たりまして、私より一言、御挨拶を申し上げたいと思っております。本定例会は、令和8年度当初予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でした。去る3月3日から本日まで、議員の皆様におかれましては、慎重に御審議いただき、この御精励に対し深く敬意を表するものでございます。また、執行部におかれましては、誠意を持って議会に臨んでいただいたこと、深く感謝を申し上げます。予算案が、予算となり、4月から執行されていくわけでございますけれども、執行部におかれまして、この予算が無駄なく効率的に、町民のために執行されるよう、御尽力いただきたいと思います。また、一部修正がありましたが、今後、議会と執行部で

十分に審議してまいりましょう。以上で本日の会議を閉じます。これにて令和8年第2回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前9時28分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員

